

乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制

乳児等通園支援事業については、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」において、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難な場合においては、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めることとし代用計画を策定し、地方版子ども・子育て会議の意見を聴取することとされています。

【量の見込みの考え方】

0歳6か月から満3歳未満児の保育所等に通っていない児童数を基に、月10時間までの利用を前提に年間の延べ利用時間数を算出しています。

【確保方策】

保育所や認定こども園での実施を基本とし、空きスペースなどを活用して受け入れ態勢の確保に努めます。

【量の見込みと提供体制】

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4	4	4	4	4
②確保の内容	公立	3	3	3	3	3
	私立	3	3	3	3	3
	合計	6	6	6	6	6

※【様式】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画を基に算出